

若松地域センター団体登録のご案内

若松地域センター事務局

◆団体登録できる団体◆

登録できる団体は、コミュニティーを目的として区内で活動し、次の条件を満たしていることが必要です。

1. 団体の構成員について、区民が過半数を占めていること。
2. 会員数が5名以上であること。
3. 団体の代表者又は責任者が明確にされており、かつ、区民であること。
4. 団体の規約、定款等を有し、それらに基づく運営及び活動を行っていること。
5. 団体の入会及び退会が自由であること

※上記の他、区内で活動する次の団体も登録できます。

(1) 地縁に基づく団体（町会・自治会・マンション管理組合など）

★マンション等管理組合の場合、登録の手続きは管理組合員の方に限ります。
(管理会社の方は登録関係手続きができません)

(2) 新宿区協働推進基金条例施行規則の規定により登録を受けたNPO法人
ただし、次のいずれの団体にも該当しないこと。

- (ア) 主に物品販売等の営利行為を行う団体。
- (イ) 主に特定の政治団体の利益のために集会を行う団体。
- (ウ) 主に特定の宗教団体の利益のために集会を行う団体。

◇会員が同一職場（学校）や同一家族だけの場合は登録できません。

(コミュニティー団体とは認められません)

◇活動内容が類似して、会員の過半数が重複する複数団体は、同一団体とみなし、一団体のみの登録となります。

◇講師が代表者になることはできません。

◆登録の申請について◆

1. 登録の受付時間は、若松地域センター開館日の午前9時から午後8時までです。
2. 登録に必要な書類
 - (1) 団体登録申請書・・・若松地域センター所定の申請書
 - (2) 規約
 - (3) 会員名簿・・・・・・必要事項(団体名、氏名、ふりがな、住所)が記入してあれば
独自に作成された名簿で結構です。
 - (4) 代表者の住所確認書類・運転免許証・健康保険被保険者証・マイナンバーカード等
 - (5) 新宿区立地域センター団体登録に関する同意書

◆登録が承認されたら◆

1. 登録が承認された団体には1週間以内に「登録証」を発行します。連絡を差し上げた後、受け取りにご来館ください。その際、インターネット利用申請のご説明をします。
2. 登録内容や会員に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きにご来館ください。

団体登録申請書等の記入について

【団体登録申請書】

1. 黒のボールペンかペンで記入してください。
2. 団体名はなるべく簡略にお願いします。
3. 連絡担当者は代表者とは別の方をご記入ください。
(代表者だけですと、緊急時に連絡が取れないためご迷惑をお掛けすることがあります。)
4. 活動目的は、具体的にわかりやすく記入してください。

【会員名簿】

1. 代表者を含め、会員全員の住所氏名を記入してください。講師が出席する際も記載してください。(町会等を除く)
2. 施設の利用は会員名簿に記載されている方に限ります。
3. 名簿用紙が足りない場合は、名簿用紙をコピーしてお使いください。
4. 必要事項(団体名、氏名、ふりがな、住所)が記入してあれば、団体独自に作成された名簿で結構です。
5. 未成年のみで構成される団体は、代表者の保護者の承諾書が必要です。

若松地域センター休館日のお知らせ

5月・8月・11月・2月の第3日曜日は定例の休館日のため、事務手続きは行いません。
その他、新型コロナワクチン接種会場となっている日や大規模改修工事の際には、臨時に休館日となる場合があります。